

(様式 1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	林業政策課	検索番号	5-8
法令名	森林組合法	根拠条項	24-1		
許認可等	森林組合の林地処分事業実施規程の承認				
<p>森林組合法 (昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号) (根拠規定) 第 24 条第 1 項 森林組合が法第 9 条第 7 項に規定する事業 (以下「林地処分事業」という。) を行おうとするときは、林地処分事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。</p> <p>第 9 条第 7 項 組合員の行う林業の目的に供するための土地 (その上にある立木を含む。) の売渡し、貸付け又は交換</p> <p>(許認可等の基準) 森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について (平成 29 年 4 月 10 日付け 29 林第 13 号農林水産部長通知) 1 審査基準 (6) 法第 24 条第 1 項の規定による森林組合の林地処分事業実施規程の承認は、当該森林組合の林地処分事業実施規程が「林地処分事業実施規程例」(昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 143 号林野庁長官通知) に準拠しているかどうかを考慮し、かつ、個々の組合の実情に照らし、適切と認められる場合に行う。</p> <p>法第 24 条第 2 項 前項の林地処分事業実施規程には、林地処分事業の実施方法及び林地処分事業に係る契約に関して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>森林組合法施行規則第 7 条 法第 24 条第 2 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 1 事業の実施方法に関する事項 イ 事業の種類 ロ 事業の実施地区の範囲 ハ 事業の実施方針 ニ 事業の経理の区分 2 事業に係る契約に関する事項 イ 契約の締結方法 ロ 締結の相手方 ハ 手数料等の基準</p> <p>(その他)</p>					